

構造等に関する基準及び定期点検の設定について

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下、有害物質使用特定施設等。）についての構造等に関する基準と定期点検の設定方法は、それぞれ個別に規定されているのではなく、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより、実施可能性に配慮してA、B、Cの3つの基準が規定されています（以下参照。）。

・ A基準

新設の施設について構造等の基準を厳しく設定し、点検については適切な頻度で行うことを求める基準。

・ B基準

材質及び構造等による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設について、定期点検の頻度を増やすことで対応することを求める基準。

・ C基準

移行措置として、既設の施設において水濁法改正施行後3年間に限り、定期点検の内容をA・B基準より充実させることを条件に、定期点検のみ行うことを求める基準。

なお、既設の施設であっても構造等に関する基準が適合していれば、新設の基準であるA基準が適用可能です。

「新設の施設」とは、施行日（平成24年6月1日）以降に設置工事に着手する施設をいいます。

「既設の施設」とは、施行日（平成24年6月1日）において既に設置されている施設（設置工事中を含む）をいいます。

（1）構造等に関する基準の設定対象について

構造等に関する基準が設定されるものは、下記のとおりです。

施設の設置場所の床面及び周囲（施設本体下部及び周囲の床面，防液堤）

「周囲の床面」とは、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質を含む液体が漏えいした際に影響が及ぶことが想定される範囲の床面をいいます。なお、施設の周囲が十分な容量の防液堤等で囲まれている場合については、その範囲とします。

施設本体に設置されるバルブ類，継手類やフランジ類等の特に漏えいのおそれの大きい機器の下部の床面についても，施設の周囲にある床面に含まれます。

施設本体（地下貯蔵施設本体を除く）

施設本体に付帯する配管等（配管，継手類，フランジ類，バルブ類，ポンプ設備）（地上施設）

施設本体に付帯する配管等（地下施設）（トレンチ構造）

施設本体に付帯する配管等（地下施設）（地下埋設）

施設本体に付帯する排水側溝（排水溝，排水ます，排水ポンプ等）

配管等及び排水溝等は，有害物質を含む水が通る部分が対象になります（有害物質濃度が常時検出下限値未満の水が通る部分は，これに当たりません。）。

排水処理施設本体は，特定施設に該当する場合を除き対象になりません。

地下貯蔵施設

施設に係る使用の方法

ただし，上記 ～ のうち該当するものがないものは除きます。

（２）構造等に関する基準及び定期点検の設定

１）有害物質使用特定施設等が設置されている工場・事業場において，上記（１）～ のうち該当するものを全て抽出します。

２）１）において抽出された「施設及びそれに付帯する設備」（以下，施設等。）のそれぞれの構造について，別紙１～５の「必要な構造」の欄に記載されている内容と見比べ（見比べるときは，Ａ基準，Ｂ基準，Ｃ基準の順で比較します。），その内容に適合した基準がその施設等の「構造等に関する基準」となります（適合する基準が複数ある場合は，ＣよりもＢ，ＢよりもＡ基準が優先されます。）。

３）今後，２）において決まった「構造等に関する基準」による点検項目の内容を，当該基準によって定められた点検回数行うこととなります。

点検回数の例外については別紙６を参照して下さい。

４）（１）の「施設に係る使用の方法」については，別紙７を参照の上，要件について内容を見比べ，Ａ・Ｂ基準又はＣ基準のどちらに該当するかを決め，決まった基準による点検項目の内容を，定められた点検回数行うこととなります。

（３）注意

図面等により，構造等に関する基準が適用される施設・設備の範囲を明確にしておくことが重要です。また，設備ごとに適用される基準の種類（Ａ，Ｂ，Ｃ基準）が異なる場合がありますので，そのような場合は，どの部分にどの基準が適用されるかについても示しておく必要があります。

構造等に関する基準が適用される施設・設備の範囲を示す等の図面等を柏市に提出する義務はありません。

施設本体が設置される床面及び周囲

別紙1

基準ランク	必要な構造		点検項目	点検回数
A基準	目視により確認が容易にできない (施設本体が設置されてる床面から、有害物質を含む水が漏えいしていることを確認ができない場合)	1. 次のいずれにも適合すること。 イ. コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造。 (必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性材質による被覆) ロ. 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」)の設置。 2. 1に掲げる措置と同等以上の措置。	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 ③ 必要な構造で2の場合は、その措置に応じ、適切な事項	1年に1回以上 (点検項目が、 ③の場合、措置に応じた適切な回数とする)
	目視により確認が容易にできる* (施設本体が設置されてる床面から有害物質を含む水が漏えいしていることが確認できる場合)	—	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
B基準	1、次のいずれにも該当 イ. 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がない場合に、施設本体の下部以外の底面及び周囲について、A基準(規則第8条の3イ)に適合すること。 ロ. 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置の適切な配置又はこれと同等以上の措置。 2、施設本体が有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置されている場合は、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準(規則8条の3イ)に適合すること。		① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
C基準	—		床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1月に1回以上

* 「漏えいを目視により確認が容易にできる」とは、二階以上の床面に施設を設置した場合や、施設を設置した床面の下に地下室がある場合のことを言う。地上部にある床面に台を置くなどして床面から離して施設を設置する場合は対象にならない。

施設本体

別紙2

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
A基準	-	①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
B基準*	-	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上 (ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による漏えいの有無の点検の場合は、当該方法に応じ適切な回数で行うものとする。)

* 施設本体に、構造の基準はないが、施設本体が設置される底面及び周囲の基準がA基準に適合しない場合は、より頻度を増やして点検することが求められる。

基準ランク	必要な構造		点検項目	点検回数	
A基準	地上に設置する場合	目視による確認が容易にできない	次のいずれにも適合すること。 イ.有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ロ.有害物質により容易に劣化するおそれのないものである。 ハ.配管等の外面に、腐食を防止するための措置が講じられている。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
		目視による確認が容易にできる	床面から離して設置されていること。		
	地下に設置する場合	トレンチの中に設置されている場合	トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		トレンチがなく直接設置されている場合	1、次のいずれにも適合すること。 イ.有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ロ.有害物質により容易に劣化するおそれのないものである。 ハ.配管等の外面に、腐食を防止するための措置が講じられている。(設置条件下で、腐食のおそれがないものは除く。) 2、1の措置と同等以上の効果を有する措置。		
B基準	地上に設置する場合	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	
	地下に設置する場合	次のいずれかに該当。 イ.トレンチの中に設置されていること。 ロ.配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ハ.イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	①トレンチの中に設置されている場合 ・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ・トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②トレンチがない場合 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	・トレンチがある場合は6月に1回以上 ・トレンチがない場合は1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3月に1回以上)	
C基準	地上に設置する場合	-	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	
	地下に設置する場合	-	次のいずれか。 ①配管等の内部の気体の圧力の確認 ②水の推移の変動の確認 ③①及び②と同等以上の方法による有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。)	

*1 別紙6「点検回数の例外について」を参照。

排水溝等

別紙4

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
A基準	<p>1、次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ.有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。</p> <p>ロ.有害物質により容易に劣化するおそれのないものである。</p> <p>ハ.排水溝等の表面は、必要に応じ、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。</p> <p>2、1の措置と同等以上の効果を有する措置。</p>	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 * 2
B基準	<p>1、有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための措置の適切な配置その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2、1の措置と同等以上の効果を有する措置。</p>	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月に1回以上)
C基準	—	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1月に1回以上 (ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。)
	—	内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1年に1回以上 (ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。)

* 2 別紙6「点検回数の例外について」を参照。

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
<p>A基準</p>	<p>1、次のいずれにも適合すること。 イ.タンク室内に設置されており、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ.地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること ハ.地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2、1の措置と同等以上の効果を有する措置。</p>	<p>次のいずれか。 ①地下貯蔵施設の内部の気体の圧力確認 ②水の水位の変動の確認 ③①及び②と同等以上の方法による有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1年に1回以上*3 (ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。)</p>
<p>B基準</p>	<p>次のいずれにも適合。 イ.地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。(規則第8条の6第1号ハ) ロ.地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p>	<p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月に1回以上)</p>
<p>B基準</p>	<p>1、次のいずれにも適合すること。 イ.上記のイと同じ。 ロ.有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。 2、1の措置と同等以上の効果を有する装置。</p>	<p>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1年に1回以上 (ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする)</p>
<p>C基準</p>	<p>—</p>	<p>次のいずれか。 ①地下貯蔵施設の内部の気体の圧力確認 ②水の水位の変動の確認 ③①及び②と同等以上の方法による有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1年に1回以上 (ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。)</p>

* 3 別紙6「点検回数の例外について」を参照。

点検回数の例外について

別紙6

* 1 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）の点検回数について

・標記の配管等であって、下表の各ケースの要件1及び2に該当する場合は、表中の点検回数で可

・ケース②の要件1はいずれかに該当すればよい。

対象	ケース	要件1	要件2	点検の回数
配管等 (地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く)	①	埋設配管 (製造所等において、地盤面以下にある配管(危険物の規制に関する規則第62条の5の3))	完成検査(消防法第11条第5項)を受けた日から15年を経過していないもの	3年に1回以上
	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置の設置	有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月に1回以上又は3月に1回以上(有害物質の濃度の測定による点検の場合)	
		配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の配置		
		上記2つ以外に、有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている		

* 2 排水溝等の点検の回数について

・排水溝等であって、下表の要件1及び2に該当する場合は、表中の点検回数で可

対象	要件1	要件2	点検の回数
排水溝等	排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置の設置	有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を1月に1回以上又は3月に1回以上(有害物質の濃度の測定による点検の場合)	3年に1回以上
	排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の配置		
	上記2つ以外に、有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている		

* 3 地下貯蔵施設の点検の回数について

・地下貯蔵施設であって、下表の各ケースの要件1及び2に該当する場合は、表中の点検回数で可

・ケース②の要件1は、いずれかに該当すればよい。

対象	ケース	要件1	要件2	点検の回数
地下貯蔵施設	①	地下貯蔵タンク(危険物の規制に関する政令第13条第1項) 二重設タンク(危険物の規制に関する政令第13条第2項)	完成検査(消防法第11条第5項)を受けた日から15年を経過していないもの	3年に1回以上
	②	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置の設置	有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月に1回以上又は3月に1回以上(有害物質の濃度の測定による点検の場合)	
		地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の配置		
		上記2つ以外に、有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている		

施設に係る使用の方法

別紙7

基準ランク	要件	点検項目	点検回数
A・B基準	以下の①～④のいずれにも適合すること。	④で作成した使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上 (使用の方法に関する管理要領に基づき設定)
	① 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。		
	② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。		
	③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。		
	④ 有害物質使用特定施設等の使用の方法(①～③について)に関する管理要領が定めること。		
C基準	A基準の①から④の要件に適合しない場合、省令の施行日から3年間はC基準である。	有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上